

佐川町道の駅電気自動車用急速充電設備等導入事業
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

佐川町（以下「町」という。）は電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、道の駅「まきのさんの道の駅・佐川」にEV充電設備を設置する事業者（以下「事業者」という。）の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務概要

（1）事業の名称

佐川町道の駅電気自動車用急速充電設備等導入事業

（2）事業の内容

事業者は、町が所有する道の駅「まきのさんの道の駅・佐川」の駐車場を活用し、事業者の自己資金によりEV急速充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

（3）事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年以上の複数年とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いについては、双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

（4）使用料

EV充電設備等を設置する道の駅「まきのさんの道の駅・佐川」の駐車場の使用料については、佐川町道の駅の設置及び管理に関する条例（令和5年佐川町条例第7号）第17条の規定に基づき、免除するものとする。

3. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託する最も優れた事業者（以下、「最上位提案者」という。）を選定するものとする。

4. 参加資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2）町から指名停止措置を受けていないこと。
- （3）社会更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第22

- 5号)に基づく更生又は再生手続きをしていないこと。
- (4) 佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第23号)第2条第2項の5の排除措置対象者に該当しないものであること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。

5. 日程

項目	日付	必要書類等
募集開始(公表)	令和6年6月6日(木)	
質問書提出期限	令和6年6月13日(木) 午後5時必着	質問書(様式1) ※電子メールにより提出すること
質問書回答	令和6年6月17日(月)	※町ホームページにより公表する
参加表明書及び 企画提案書提出期限	令和6年6月24日(月) 午後5時必着	参加表明書(様式2) 会社概要(任意様式) 業務実績書(様式3) 企画提案書(任意様式)
審査会	令和6年7月2日(火) 午後2時(予定)	※非公開プレゼンテーションによる
審査結果公表	令和6年7月3日(水)	※町ホームページにより公表する
協定等締結	令和6年7月5日(金)	※詳細協議後、協定等を締結する

※審査会、審査結果公表及び協定等締結は日程を変更する場合がある

6. 質問の受付・提出期限及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある者は、質問書(様式1)を電子メールにより提出することとし、電子メール送信後、事務局まで電話にて送信確認すること。

※質問にあたっては、企画提案書の作成・提出及び事業実施に係る内容に限るものとし、質問書提出期限以降の質問は一切受け付けない。

- (2) 提出期限
令和6年6月13日(木) 午後5時必着
- (3) 提出先
本実施要項「11. 事務局」とする。
- (4) 質問書回答
令和6年6月17日(月)
町ホームページにより公表する

7. 参加表明書及び企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書(様式2)
 - ②会社概要(任意様式)
※会社概要等紹介の既存パンフレット等で可
 - ③業務実績書(様式3)
 - ④企画提案書(任意様式)
- (2) 提出部数
 - ①参加表明書(様式2) 1部
 - ②会社概要(任意様式) 4部
 - ③業務実績書(様式3) 4部
 - ④企画提案書(任意様式) 4部
- (3) 企画提案書作成上の留意事項
 - ①企画提案書は、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜる等、専門知識がない者にも分かり易い表現で作成すること。
 - ②企画提案書の用紙サイズはA4判で作成することとし、表紙を除き20枚以内(片面印刷)で作成すること。
 - ③事業実施に係る業務工程表を作成すること。
- (4) 提出期限
令和6年6月24日(月) 午後5時必着
- (5) 提出方法
持参、郵便又は宅配(書留又は、特定記録郵便に限る。)によるものとする。
持参する場合は、平日(午前8時30分から午後5時15分)に限る。
- (6) 提出先
本実施要項「11. 事務局」とする。

8. 審査会及び審査方法等

提案に対する質疑及び補足説明を求めるため審査会を実施する。審査会は、佐川町道の駅電気自動車用急速充電設備等導入事業審査会において企画提案書の内容を公平に評

価し、最上位提案者を選定する。なお、同審査会の委員は、事前公表を行わない。

(1) 審査会

①日時 令和6年7月2日(火) 午後2時(予定)

②場所 佐川町役場

③内容

ア. 事前に提出した企画提案書等に従いプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書等の変更や追加は原則、認めない。

イ. 審査会場への入室は、提案者1者につき3名までとする。

ウ. プレゼンテーションの時間は15分以内、ヒアリングは20分程度とする。

エ. プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

(2) 審査のポイント

以下の内容に配慮し、最上位提案者を決定する。なお、評価点数の設定や評価内容については公表しない。

ア. 事業実績、実施体制、遂行力

イ. EV充電設備の設計、機能

ウ. 運営管理、持続性

エ. 利用方法、EV普及への寄与

(3) 審査結果

審査結果については、令和6年7月3日(水)に町ホームページにより公表し、別途、提案者に通知する。

(4) その他

①提案者が1名の場合においても審査・評価を実施し、審査会が適切な事業者であると判断した場合は、最上位提案者とする。

②審査の内容及び結果に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

③審査会の結果を踏まえ、町は最上位提案者と協議し、協定等締結の交渉を行うものとする。

9. 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

(1) 指定する様式及び本実施要項に示した条件に適合しないもの。

(2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(3) 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 審査の公平性に影響を与える行為が認められたもの。

(5) 参加資格要件を満たさないことが判明したもの。

(6) その他、審査会が不適合と認めたもの。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は1つの提案しか行うことができないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

11. 事務局

〒789-1292

高知県高岡郡佐川町甲1650-2

佐川町役場 産業振興課（担当：田村）

TEL：0889-22-7724

FAX：0889-22-4950

E-mail：sk07010@town.sakawa.lg.jp

佐川町道の駅電気自動車用急速充電設備等導入事業
公募型プロポーザル仕様書

1. 事業の名称

佐川町道の駅電気自動車用急速充電設備等導入事業

2. 事業の概要

- (1) 事業者は、町が所有する道の駅「まきのさんの道の駅・佐川」の駐車場を活用し、事業者の自己資金により EV 充電設備等の設置、維持管理及び事業運営を行う。
- (2) EV 充電設備等を設置する道の駅「まきのさんの道の駅・佐川」の駐車場の使用料については、佐川町道の駅の設置及び管理に関する条例（令和 5 年佐川町条例第 7 号）第 17 条の規定に基づき、免除するものとする。
- (3) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう、EV 充電設備等の規模を提案するものとする。
- (4) 設置する EV 充電設備等の出力は、50kw 以上とする。
- (5) 事業の実施に伴い、国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- (6) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。
- (7) 事業者は、EV 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、その負担方法については、町と事業者の協議により決定するものとする。
- (8) 事業者は、毎月の充電利用回数、充電電力量を町に報告するものとする。また、利用料金に変更があった場合は、町に報告するものとする。

3. EV 充電設備等を設置する施設

(1) 名称

まきのさんの道の駅・佐川

(2) 所在地

高知県高岡郡佐川町加茂 2711 番地 1

(3) 設置箇所

EV 充電設備等の設置箇所については、「EV 充電設備等設置箇所図（別紙 1）」を参照すること。※設置箇所については、別に提案することも可能とする。

(4) 設備

既存の電気等設備については、「配置図 高圧受変電設備図・電灯・弱電・外灯設備図（埋設配管）」を参照すること。

4. 実施期間

(1) 利用開始時期

EV 充電設備等の利用を開始する時期は、令和 7 年 3 月 31 日までとし、町と事業者の協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して 5 年以上の複数年とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いについては、町と事業者の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により EV 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

5. 事業実施に伴う条件等

(1) EV 充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV 充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、町は一切の責任を負わない。

(2) EV 充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) EV 充電設備等の設置のあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備等の仕様及び施工方法等を記した施工計画書を町に提出し、承諾を得るものとする。

(4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に町と協議を行うものとする。

(5) 事業を実施するにあたり、事業者が町との間に取り交わす協定並びに契約に定める義務を履行しない場合は、町は協定並びに契約を解除することができる。この場合、事業者の責任と負担により速やかに設置場所の原状回復を行うものとする。

(6) 事業者は、EV 充電設備等の運用開始前後に事故及び障害等が発生した場合は、直ちに町に連絡したうえで適切に対応し、その結果を町に報告しなければならない。また、町や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。

(7) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や EV 充電設備等の整備及び管理に関する町との合意事項（協定書、契約書等）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により町が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負うものとする。

(8) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。